安衛

安全衛生設備等設置助成　申請手続のご案内

2012．4改訂

❶対象

申請できるのは、あんしん財団の会員事業所です。助成の対象品目は添付の「助成対象安全衛生設備等一覧」に掲載されているものを要綱の「目的※」に定められた理由で購入･設置した場合に限ります。品目によっては一定の規格を満たしていることが必要な場合や条件がありますので、必ず事前に「助成対象安全衛生設備等一覧」をご確認ください。

※　当助成は労働災害防止を主たる目的としています。従って、レジャー、家庭等で使用する場合は対象外となります。

❷助成金額と申請期間・お支払方法

ア　１回のご申請について、要した費用が**３千円以上**であることが必要です。その費用の１/２を上限に各事業所の１年度間（４月から翌年３月）の助成限度額の範囲内で助成します。同一年度中２回目以降の申請の場合は助成限度額から前回までの助成額を控除した金額が助成限度額になります。

イ　助成限度額はあんしん財団にご加入されている被共済者の数により決まります。助成枠に未使用分があっても次年度への繰越はできません。

ウ　安全衛生設備等設置助成のみご利用の場合の１年度間の助成限度額

被共済者数	１名	２名	3～4名	5～9名	10～19名
助成限度額	１万円	１万５千円	２万円	３万円	６万円

被共済者数	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60～69名
助成限度額	８万円	１０万円	１２万円	１４万円	１６万円

※被共済者が70名以上となる場合、以後10名増えるごとに２万円を追加。
上記の助成限度額の被共済者数は助成事由発生日＝対象設備を設置（購入）した日＝の人数です。

エ　本助成の他に複数の助成制度をご利用の場合の１年度間の助成限度額

被共済者数	１名	２名	3～4名	5～9名	10～19名
助成限度額	１万５千円	２万５千円	３万５千円	５万円	１０万円

被共済者数	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名	60～69名
助成限度額	１２万円	１４万円	１６万円	１８万円	２１万円

※被共済者が70名以上となる場合、以後10名増えるごとに３万円を追加。
上記の助成限度額の被共済者数は助成事由発生日の人数です。

オ　申請期間　　対象設備の設置（購入）の翌日から**180日以内**（「６ヶ月以内」ではありませんのでご注意ください）にあんしん財団に申請書類が必着することが必要です。**設置（購入）日と支払日が異なる場合は設置（購入）日**の翌日から１８０日以内です。

カ　審　　査　ご提出いただいた書類をもとに、助成の可否を決定します。

キ　助成金のお振込　書類をご提出いただいた時期や審査の状況により、振込までに時間をいただく場合がございます。**振込口座はあんしん財団会費の引落口座**です。他の口座への振込はできません。お振込前に助成金額を書面でお知らせします。

ク　年度末のご申請について　申請書右上欄に記された日付が３月３１日以前で、４月末日までにあんしん財団到着した案件は、申請日と同一の年度扱いとし、４月末日を越えたものについては次年度枠の扱いとなります。なお、１つの案件を複数年度に分けて申請することは出来ません。

ケ　被共済者の数に変更があった場合は、変更届出がなされた日の翌日設置（購入）分から変更後の限度額を適用します。

コ　この助成制度は**あんしん財団の予算額の範囲内での実施**となります。

❸審査のためご提出いただく書類

あんしん財団の災害防止事業に関する助成は全てご提出いただいた書類での審査となります。

ア　安全衛生設備等設置助成申請書

記入例を参照のうえ、別添の助成申請書用紙の太枠欄に漏れなく記入して下さい。特に右上の申請日は年度末には助成の所属年度を決める１つの項目となりますので記入漏れにご注意ください。未記入の場合は、書類到着日を持って申請日とさせていただきます。**記入例がP6にありますのでご参照ください。**

下記「添付書類」で設置・購入したものの品目のみならず、設置（購入）時期や金額等を確認し審査します。従いまして、それらが確定できる書類のご添付が必要となります。

イ　領収書など支払を証明する書類の写

【現金払の場合】【手形・小切手払の場合】…領収書を添付して下さい。**領収書の書式についてはＰ３をご覧ください。**また手形、小切手の写や発行控では申請できません。

【銀行振込の場合】…①ＣＤご利用の場合は「利用明細票(写)」、②窓口ご利用の場合は金融機関の受付印がある「振込受付書兼手数料受取書(写)」、③ネットバンキングご利用の場合は「振込日以降の振込結果照会画面」または「総合振込明細表(写・全て)」＋「当座勘定照合表(または通帳表紙と当該ページ)(写)」を添付してください。いずれも日付、金額、相手、依頼人、手数料(口座番号)が記載されているものとなります。

【クレジットカード利用の場合】…領収書またはクレジットカード利用時に利用店でもらう明細およびカード会社からの請求明細の写を添付して下さい。なお、法人の場合は法人名義の、個人事業所の場合は事業主名義のカードの利用に限ります。

【口座引落の場合】…引落を記帳した通帳（金額部分と、口座名義人＝申請者名が分かる部分）の写を添付下さい。

ウ　請求書又は明細書等の写

購入した商品の具体名や価格が分かるものが必要です。助成対象のみならず他商品も同時に購入した場合、助成金算出のため全ての項目の費用明細が必要です。助成対象項目単品を現金で購入した場合など明細書がない場合は、Ｐ８販売（設置）証明書を販売店に記入してもらいご添付ください。

当助成制度はあんしん財団会員事業所の労働災害防止に寄与することを主たる目的としています。従いまして、領収書、請求書等の宛名は、あんしん財団に登録した事業所名と同一のものが対象となります。

エ　カタログまたは取扱説明書の写など　型番など商品が特定できるものを添付してください。「助成対象安全衛生設備等一覧」のⅡ群とⅢ群については設置した設備の写真等で代用することができます（但し、この場合も型番等で商品が特定できる部分の写真が必要です）。

オ　その他、対象品目によっては下記のものが必要です

- スタッドレスタイヤの場合⇒装着する車の車検証の写（名義があんしん財団に登録した事業所名と同一のもの。１台１回のみ）
- Ⅱ群３２記載の、ボイラー（圧力容器等）、クレーン（移動式クレーン）、動力プレス機械、アセチレン溶接機（ガス集合溶接装置）の場合⇒所轄の労働基準監督署へ提出した専用届出書類の写
- Ⅰ群 15 記載の、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置⇒所轄の労働基準監督署へ提出した計画届（設置・移転・変更）の写

❹その他

- **ア** 助成金は、対象設備を設置（購入）した月の会費（新規・増員の場合は初回会費）の振替確認後にお支払します。
- **イ** 申請手続書類の不備・不足により審査が保留された場合、申請書があんしん財団に到着した日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出がない場合は、申請の権利が失効します。
- **ウ** 審査結果に関する異議申立て期限は審査決定を知った日の翌日から起算して１８０日以内に書面でお申し出ください。
- **エ** 審査のため、購入先等にお問合せさせていただくことがございます。
- **オ** 自社購入、販売目的の仕入れ品は助成対象になりません。仕入先からの購入の場合は、貴社分の個別の領収書をご用意下さい。
- **カ** 申請対象を他商品とともに定期的に購入している場合、数か月分をまとめて申請しようとすると、添付資料(明細書など)が多くなりますので、数回に分けて申請されるこことをお勧めします。
- **キ** 助成の不正申請が判明した場合、支給を取消します。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

～　ご注意下さい　～

【ネットバンキングでお支払をご検討の方へ】

支払後の結果画面の写しをご添付ください（金融機関によっては、予約画面表示後は履歴が表示されない場合もありますので、事前に領収書の発行を依頼されることをお勧めします)。

【繰越金や前月未払金等のある場合】

助成支給にあたっては、請求書または明細書の合計額と領収金額の一致が原則となります。繰越金がありそれらが一致しない場合は、当該助成品目部分の請求書と領収書をご用意いただくなど、当該助成品目の支払が特定・確定できる書類が必要となります。

【領収書について】審査のため、領収証については下記の事項が全て記載されているかご確認をお願いします。「領収証」と記載があっても下記事項が抜けている場合は申請の添付書類としてはお使いになれませんのでご注意ください。

助成対象安全衛生設備等一覧（平成２４年７月１日現在）

Ⅰ群　安全衛生設備等

１　ボイラー、圧力容器等の安全弁その他の付属品　機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

２　クレーン又は移動式クレーンの巻過防止装置（水圧又は油圧式クレーン又は移動式クレーンの安全弁を含む）　機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

３　動力プレス機械又はシャーの安全囲い又は安全装置

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

４　防爆構造電気機械器具　厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

５　防じんマスク又は防毒マスク　厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

６　研削盤又は研削といしの覆い　機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

７　木材加工用丸のこ盤の反ぱつ予防装置又は歯の接触予防装置

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。歯の接触予防装置については厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

８　手押しかんな盤の刃の接触予防装置　機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

９　アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器　機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

１０　交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

１１　絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置、活線作業用器具又は絶縁用防護具

絶縁用保護具、絶縁用防具については厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

１２　フォークリフトのヘッドガード又はバックレスト　機械本体に設置する安全設備等が助成対象です。

１３　保護帽（物体の飛来、落下又は墜落による危険を防止するためのもの）

建設・製造加工・土木作業時に従事する場合、及び災害時に着用するもので、厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品に限ります。

１４　安全帯（墜落による危険を予防するためのもの）

１５　局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置

労働基準監督署に計画届（設置、移転、変更）の提出が必要な設備に限ります。

Ⅱ群　その他の災害防止設備等

１　運搬用台車又はハンドトラック

２　安全靴、静電靴　JIS 規格ないしはプロテクティブスニーカーの表示のあるもの。作業靴は対象外です。

３　保護眼鏡、保護ゴーグル（防じん、飛来防止、溶接）

４　溶 接 面

５　ＶＤＴ作業用モニターの画面フィルター　業務用モニターに設置するものに限ります。

６　作業用保護手袋

７　安全確認用カーブミラー

８　警 報 器　不法侵入・ガス漏れ・火災発生などを職場の人員及び契約警備会社等に報知することを目的として、職場に固定して設置する警報器に限ります。

９　救命胴衣　船舶などに設置が義務付けられているものなど、業務用に使用する着衣型のものが対象です。

１０　防音保護具

１１　消火器　スプリンクラーや消火栓は対象となりません。

１２　乗車用ヘルメット　ＰＳＣマーク又はＳＧマークがあるもの、又は JIS 規格のものに限ります。

１３　タイヤチェーン　業務用車輌に装着するものに限ります。

１４　パイロン、カラーコーン、誘導灯

１５　反射材入りベスト

１６　避難ばしご、緊急避難用緩降器等の避難器具

１７　極寒作業服　氷点下の冷凍倉庫内にて作業するために製造された、専用のものに限ります。既製品のジャンパー等は対象外です。また一般の作業服も対象外です。

１８　防網（安全ネット）　労働安全衛生規則第５１８条の２・同５１９条の２により、設置を義務付けられているものが対象となります。

１９　ガス検知器、警報器（酸素、硫化水素、一酸化炭素、可燃性ガス用のものに限る）酸欠用、硫化水素用の検知器については、酸素欠乏症等防止規則第３条・４条によるものとします。一酸化炭素用の検知器については、労働安全衛生規則第

５７８条によるものとします。可燃性ガスの検知器については、労働安全衛生規則第３８２条の２及び３によるものとします。

２０　二段手すり（先行手すり）　手すり先行工法に関するガイドラインにより、建築現場での足場に装着するものとして、仮設メーカーにより製造されたものに限ります。

２１　化学防護服　JIS Ｔ ８１１５規格のものに限ります。

２２　タコグラフ（デジタルタコグラフを含む）

２３　車載用安全確認放送装置

２４　スタッドレスタイヤ　法人事業所においては法人名義の、個人事業所においては事業主名義の車輌で、かつ業務用車輌に装着するものに限ります（いずれの場合もあんしん財団に会員登録されている名義のもの）。また、助成は上記対象車輌1台につき１回（1セット）までとし、当該車輌は次年度以降は対象外となります。車輌への着脱に関わる費用とホイール部分も対象となりません。なお、スタッドレスタイヤを装着する対象車輌がリース車輌である場合は対象となりません（ただし当該車輌に装着することとして、リース契約以外で別途に事業所の経費により購入した場合を除く）。申請の際に車検証の写しを添付してください。なお２輪車用は対象となりません。

２５　ドライブレコーダー　カーナビゲーション、車載カメラは対象外です。

２６　つま先板（幅木）　手すり先行工法に関するガイドラインにより、建築現場での足場に装着するものとして、仮設メーカーにより製造されたものに限ります。足場は対象外です。

２７　送気マスク、電動ファン付呼吸用保護具　JIS 規格のものに限ります。

２８　アルコール検知器（アルコールチェッカー）　事業所で業務上運転が必要な場合に、運転を担当する要員の飲酒・酒気帯びの有無を事前に確認するために使用するものに限ります。

２９　静電気帯電防止服（静電服）　JIS 規格又は IEC 規格に適合するものに限ります。

３０　コーンバー及びコーンウェイト

３１　電動シャッターの安全装置

３２　Ⅰ群の１、２、３、６、７、８、９、１０、１２に掲げる安全装置を具備した機械本体を新たに購入・設置したもの。（修理・改造は対象となりません）。

1、2、3（動力プレス機械）、9に掲げる安全装置を具備した機械設備本体の場合は、所轄の労働基準監督署に専用書式による設置届出が必要な設備に限ります。

Ⅲ群　職場環境改善設備等

１　照明設備　電気スタンド、看板対象外です。また、蛍光灯等の消耗品の購入・交換は対象外です。

２　自動ドア

３　電動シャッター

４　手動シャッター

５　空調機器（エアコン、空気清浄機、加湿器、除湿器等）　空気清浄機（エアコンを含む）は「パネル、集塵フィルタ、ファンで構成され、本体内のファンで強制的に空気を吸い込み、フィルタを通して空気中の汚れや臭いを取るもの」を定義としています。従って、マイナスイオンやプラズマ、オゾン発生のみの機能のものは対象外となります。また、車両用を除きます。

６　換気装置（分煙機、換気扇等）　車両用を除きます。

７　リフト　資材、車両用とし、小荷物専用昇降機以外のエレベーターとゴンドラを除きます。

８　手すり又は階段等の滑り止めの設備

９　作業用踏み台又は脚立、はしご

１０　集じん機　作業場の削屑等を吸引除去するもの。

１１　除雪機　融雪機及びスノーダンプ、スコップ等は対象となりません。

１２　ハンドドライヤー（ジェットタオル、エアータオル等）

１３　書庫等転倒防止器具

≪ご注意ください≫当助成制度は、あんしん財団会員事業所の労働災害防止と安全衛生環境の向上を目的とし、対象設備もその目的に沿って選定されています。 従いまして、レジャーや趣味、貸出しなどの目的で購入・設置された設備（例：釣りで使用する救命胴衣や庭木の手入れのための脚立、自宅に取り付けたエアコン）を購入・設置された場合は対象となりません。 また、定期保守点検やクリーニング、消耗品の交換、アダプターなどの付属品の購入や、既存設備の移設のみの場合も対象となりませんのでご注意ください。

お客様の助成のご申請の内容によっては、必要に応じてお客様あるいは購入先等にお問合せさせていただくことがあります。また、助成対象項目他は災害発生状況等により見直しする場合がありますので予めご了承ください。

様式　1

記入例（　部分にご注意下さい）

申請日：平成 23 年 10 月 15 日

申請日（記入日）を必ずご記入ください。特に年度末は要綱5項(6)にある通り、助成の所属年度の1つの基準となります。

安全衛生設備等設置助成申請

財団法人 **中小企業災害補償共済福祉財団　殿**

下記のとおり安全衛生設備等設置助成要綱に基づいた設備を設置（購入）しましたので、助成の申請をします。本申請にあたっては、次の助成要綱の定めによりあんしん財団で審査のうえ、助成の可否及び助成額を決定することに同意します。

※ご申請は、設置に要した費用が 3,000 円以上の場合です。

（１）助成申請は、助成要綱第４項による助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に本申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、助成の可否及び助成額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（２）決定される助成金額は助成要綱第５項の（１）から（６）までの各項目の適用を受けるものとします。
（３）助成申請の所属年度については助成要綱第５項の（５）、（６）の適用を受けるも
（４）助成申請に関する必要添付書類は助成要綱第６**項**によるものとします。
（５）助成申請の審査に際し、当財団から助成設備の設置（購入）先に問合せすることがあ

法人事業所は法人代表印、個人事業所は事業主の印を必ず押印してください。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入･ご押印ください。

申請企業会員番号								事業内容	被共済者（加入者）数	代表印
1	2	3	4	5	6	7	8	運送業	１０名	法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ず押印ください 印
申請企業名称									代表者の役職と氏名	
株式会社あんしん運輸									代表取締役　安心太郎	

申請企業所在地・TEL	本件ご担当者氏名
〒160-0016　東京都新宿区信濃町３４ ０３（９８７６）１２３４	安心　花子

※　申請企業の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合

※　名　称
所　在　地　〒
責任者職氏名
TEL

設置（購入）した設備名、年月日を記入してください。

申請期限は設置した翌日から１８０日以内（必着）

記

１　設置助成設備等の種類･設置（購入）年月日（**太枠内は必ずご記入ください**）

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1.　運搬用台車	23 年 8 月 30 日		5.	年　月　日	
2.	年　月　日		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

２　必要添付書類（**必ずご添付ください**）
（１）助成設備等の費用の領収書の写
（２）助成設備等の費用の請求書又は明細書等の
（３）カタログ
（４）車検証の写（スタッドレスタイヤの場合）
（５）専用届出書類の写（ボイラー（圧力容器等）、クレーン（移動式クレーン）、動力プレス機械、アセチレン溶接機（ガス集合溶接装置）について。所轄労働基準監督署へ提出したもの）
（６）計画届の写（局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出したもの）

Ｐ２ご確認ください
※(1)・(2)・(3)は、助成金を申請する場合に必ず添付してください。
※(4)は対象設備を装着した業務用車輌（法人事業所は法人名義、個人事業所は事業主名義）の車検証です。
※(5)・(6)は所轄労働基準監督署に提出する計画届及び設置届です。該当の設備は必ず添付してください。

様式　1

申請日：平成　　年　　月　　日

安全衛生設備等設置助成申請書

財団法人 **中小企業災害補償共済福祉財団　殿**

下記のとおり安全衛生設備等設置助成要綱に基づいた設備を設置（購入）しましたので、助成の申請をします。本申請にあたっては、次の助成要綱の定めによりあんしん財団で審査のうえ、助成の可否及び助成額を決定することに同意します。

（１）助成申請は、助成要綱第４項による助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に本申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、助成の可否及び助成額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（２）決定される助成金額は助成要綱第５項の（１）から（６）までの各項目の適用を受けるものとします。
（３）助成申請の所属年度については助成要綱第５項の（５）、（６）の適用を受けるものとします。
（４）助成申請に関する必要添付書類は助成要綱第６項によるものとします。
（５）助成申請の審査に際し、当財団から助成設備の設置（購入）先に問合せすることがあります。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入･ご押印ください。

申請企業会員番号	事業内容	被共済者(加入者)数	代表印
		名	法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ず押印ください
申請企業名称		代表者の役職と氏名	
			印

申請企業所在地・TEL	本件ご担当者氏名
〒　　　　（　　　　）	

※　申請企業の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合のみご記入ください。

※ 名称 ....
所在地 〒..............................
責任者職氏名 ....
TEL ....

記

1　設置助成設備等の種類･設置(購入)年月日(**太枠内は必ずご記入ください**)

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1.	年　月　日		5.	年　月　日	
2.	年　月　日		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

2　必要添付書類(**必ずご添付ください**)

（１）助成設備等の費用の領収書の写
（２）助成設備等の費用の請求書又は明細書等の写
（３）カタログ
（４）車検証の写（スタッドレスタイヤの場合）
（５）専用届出書類の写（ボイラー（圧力容器等）、クレーン（移動式クレーン）、動力プレス機械、アセチレン溶接機(ガス集合溶接装置)について。所轄労働基準監督署へ提出したもの）
（６）計画届の写（局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出したもの）

2012.4～

当証明書は財団法人　中小企業災害補償共済福祉財団の助成申請にあたり､請求明細書など購入（設置）した明細書がない場合に代用する目的の書類です。申請書、領収書の写し他の添付書類とともにご提出下さい。
この証明書は販売、施工業者の方にご記入いただくものです。申請者（会員）が記入した場合は無効となります。

販売（設置）証明書

財団法人　中小企業災害補償共済福祉財団　殿

当社（当店）が去る　　年　　月　　日に　　　　　　　　　　宛に発行した領収書の明細は下記内容に相違ありません。

販売（設置）明細

メーカー、品名、型番	単価	個数	金額（税込み）	備　考
(記入例)　㈱安心社 皮手袋　OEY－１	2,100 円	2 セット	￥４，２００－	

平成　　年　　月　　日

発行元　　所在地　〒
（販売店等）　電話番号　　　　　（　　　）
事業所名
代表者名　　　　　　　　　　㊞

安全衛生設備等設置助成要綱

１　目　　的

中小企業における労働災害を防止するため、安全衛生設備等を設置（増設・改造・修理及び備付けを含む。以下同じ。）した中小企業に対して、財団法人中小企業災害補償共済福祉財団（以下「本法人」という。）が助成措置を講ずることによりその設置を促進し、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。

２　助成対象企業

第３項に該当する安全衛生設備を設置した本法人の会員企業であること。（自企業からの購入・修理等によるものを除く。）

３　助成の内容

この要綱で助成の対象とする設備等は、労働安全衛生法施行令第１２条、第１３条、第１５条に定める安全衛生設備等及び、その他の災害防止設備等であって、別に定める「安全衛生設備等助成対象設備一覧」（以下「対象設備一覧」という。）のⅠ群・Ⅱ群及びⅢ群に掲げるもの（以下「助成設備等」という。）とする。

４　助成事由の発生

（１）助成事由発生日は、本助成要綱に基づいて助成設備等の設置（購入）を完了した日とする。

（２）助成設備等の設置（購入）日と、それに要した費用の支払い日が異なる場合は、助成設備等の設置（購入）日を助成事由発生日とする。

（３）本助成要綱による助成事由については、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）の本法人への加入日の翌日の午前０時以降に発生したものを助成対象とする。

５　助　成　額

（１）助成設備等の設置に要した費用（３千円以上の場合に限る）の２分の１を上限に、１企業１年度間の助成限度額を被共済者数（加入者数）に応じ次表のとおりとする。

なお、被共済者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに２万円を追加するものとする。

被共済者数	1名	2名	3～4名	5～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名
助成限度額	1万円	1万5千円	2万円	3万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円

（２）他の助成要綱による助成額を合算した１企業１年度間の本法人からの助成総限度額は、被共済者数（加入者数）に応じ次表のとおりとする。

なお、被共済者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに３万円を追加するものとする。

被共済者数	1名	2名	3～4名	5～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名
助成総限度額	1万5千円	2万5千円	3万5千円	5万円	10万円	12万円	14万円	16万円	18万円

（３）助成は本法人が当該年度において計上した予算額の範囲内とする。

（４）助成限度額及び助成総限度額は、助成事由発生日の時点における被共済者数を基準とする。

なお、申請者の被共済者の増・減員により、被共済者数に変更があった場合、所定の書式が本法人に到着・受付した日の翌日から変更後の被共済者数を基準として適用する。

（５）１企業に対する助成限度額及び助成総限度額の「１年度間」は４月１日から翌年の３月３１日の間とし、その所属年度は申請者が様式１「安全衛生設備等設置助成申請書」（以下「様式

１」という。）に記載した申請日を基準とする。

（６）上記（５）につき、様式１の申請日が３月３１日以前のもので当該申請の本法人への到着が４月１日以降の申請分の所属年度については、４月末日までに到着したものについては様式１の申請日と同一年度の扱いとし、４月末日を越えて到着した申請分については次年度の扱いとする。この場合、当該案件を複数の年度に分けて申請することは出来ない。

６　助成の申請

申請者は、助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に次に掲げる書類を様式１に添付し本法人へ提出する。

（１）助成設備等の費用の領収書の写（宛名個所に申請者名が明記されたもの。分割払の場合は契約書と初回の支払を証明するもの）

（２）助成設備等の費用の内訳を明らかにする請求書又は明細書等の写

（３）局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出した計画届（設置、移転、変更）の写

（４）スタッドレスタイヤについてはこれを装着する車両の車検証の写

（５）対象設備一覧Ⅱ群３２項目に掲げる助成設備等のうち、ボイラー（圧力容器等）・クレーン（移動式クレーン）・動力プレス機械・アセチレン溶接機（ガス集合溶接装置）については所轄の労働基準監督署に提出した専用届出書類の写

（６）設置した助成設備等のカタログまたは取扱説明書の写し（対象設備一覧のⅡ群及びⅢ群に掲げる助成設備等については、カタログがない場合は設置した設備の写真でも可。但し、メーカー名や型番等設置した設備が特定できるもの。）

７　助成の支給及び決定等

（１）本法人は、前項の申請書及び添付書類に基づいて助成の審査を行う。

（２）審査の結果、助成可の場合は様式２により本法人より申請者に通知するとともに助成金支払手続きを行い、申請者の本法人会費振替口座に助成金を振込む。

（３）助成金は、助成事由発生日が属する月の会費（新規・増員の場合は初回会費）の振替確認後に支払うものとする。

（４）助成しない決定をしたときは、本法人は申請者に対し様式３によりその旨通知する。但し、申請者が不要とする場合はその限りではない。

（５）申請の際に、第６項に掲げる申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者が当該申請の本法人到着日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、当該申請の権利を失効したものとする。

（６）審査結果に関する異議申し立て期限は、審査決定を知った日の翌日から１８０日以内とする。

（７）助成の不正請求が判明した場合、支給を取消します。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

附　　則

１　この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

２項～２１項　省　略

２２　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

≪様式１～３省略≫